



『専ら物』の扱いについて

質 問

- 古紙を産廃車両で運搬することは、問題ないか？
- 古紙業者(専ら業者)が運搬するが、一般廃棄物・産業廃棄物の許可を取得している業者が運搬する場合、専ら業者の扱いとなるのかどうか、又それと同じ運用で良いかどうか？
- 仮に一般廃棄物の許可の括りになるとすれば、古紙を回収する市町村等の許可の取得が必要になるか？
- また『専ら物』も契約の締結が必要となるのか？その他運用上注意することとは？

回 答

1. はじめに

『専ら物』の考え方としては、例えば紙くずを回収し、運搬する場合には、一般廃棄物・産業廃棄物の許可が不要。

廃棄物処理法では、原則として不要物を回収、運搬、処分には、一般廃棄物または産業廃棄物の許可を受けないと無許可営業となり、罰則が適用される。

ただし、紙、布、金属、ガラスの四品目は、『専ら物』として例外的な扱い、または特例を設けている。これらの廃棄物を収集運搬、処理、処分する場合には、一般廃棄物・産業廃棄物の許可を必要としない。

2. 許可不要の条件

『専ら物』が許可不要となるには条件が有る。搬入先は再生資源業者のみであり、処分先が限定される。

同じ『専ら物』であっても、搬入先が廃棄物処理業者の処分ヤードである場合は、再生処理にはならないために許可不要の特例扱いは適用されない。廃棄物処理業許可が必要。

3. 『専ら』の意味と対応

しばしば問題になるのは、『専ら』の意味である。廃棄物処理法の成立時においては、4品目の専業を意味していた。『専ら物』のみを取り扱う業者に限定しての特例扱いであった。

ところが近年では、『専ら物』を取り扱う業者であっても、併せて産廃処理業の許可を受けている業者がほとんどである。

その理由は、『専ら物』に付着、又は混合で『専ら物』以外の品目が持ち込まれる例が多いため、法令遵守の自衛のために、他の産廃品目を扱う関係上、『専ら物』以外の産廃品目の許可を併せて取得しているケースが多い。

この場合、『専ら物』の品目について、再生資源化する処理を委託しているのであれば、『専ら物』の扱いにて処理を委託するのは法的にも問題にならない。

4. 『専ら物』を委託する場合の契約書

『専ら物』を取扱うのに許可不要とする関係上、通常の廃棄物を排出する際の委託基準が適用されない。したがって契約締結の際に、法で定められた委託契約書に記載義務のある必要項目の全てが適用されることにはならない。

『専ら物』を委託する場合の処理委託契約書は、簡便な「資源化処理契約書」等が再生資源業界において作成され、販売されたりしているので、それを利用していることが多い。

以上

